

## 議員提出議案第1号

### 取手市議会基本条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び取手市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年 5月 7日

取手市議会議長 齋藤 久代 殿

提出者	取手市議会議員	岩 澤 信
〃	〃	関 川 翔
〃	〃	赤 羽 直 一
〃	〃	佐 藤 隆 治
〃	〃	石 井 めぐみ
〃	〃	落 合 信太郎
〃	〃	根 岸 裕美子

#### 提案理由

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、議事堂に参集して議会運営を行うことを最小限に抑える必要があることを踏まえ、災害や感染症の発生等の緊急時においてオンライン会議システム等の情報通信技術を活用し、議会活動の継続を図るとともに、平常時においても電子表決用タブレット端末等の情報通信技術を積極的に活用していくことを取手市議会として推進するため、本条例の一部を改正するものです。

## 取手市議会基本条例の一部を改正する条例

取手市議会基本条例（平成23年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 前文から第5章まで（略） 第6章 議会の体制整備(第17条～ <u>第22条</u> ) 第7章 最高規範性及び見直し手続( <u>第23条・第24条</u> ) 付則  第6章（略） 第17条から第21条まで（略） <u>(情報通信技術の活用)</u> <u>第22条 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、情報通信技術の積極的な活用を図るものとする。</u> <u>2 議会は、災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由により議事堂に参集することが困難なときは、その状況に応じた情報通信技術の積極的な活用を通じ、議会活動の継続を図るものとする。</u> 第23条及び第24条（略）	目次 前文から第5章まで（略） 第6章 議会の体制整備(第17条～ <u>第21条</u> ) 第7章 最高規範性及び見直し手続( <u>第22条・第23条</u> ) 付則  第6章（略） 第17条から第21条まで（略）  第22条及び第23条（略）

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。